

## 愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1025 号（諮問第 1685 号）

件名：定期巡視記録の一部開示決定に関する件

1 開示請求

令和 3 年 10 月 18 日

2 原処分

令和 3 年 10 月 29 日（一部開示決定）

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、別記 1 の開示請求に対し、別記 2 に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を、愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）第 7 条第 2 号に該当するとして一部開示とした。

3 審査請求

令和 3 年 11 月 6 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 4 年 6 月 1 日

5 答申

令和 4 年 11 月 29 日

6 審査会の結論

県教育委員会が、審査請求人が特定すべきとする本件行政文書以外の文書は存在しないとして、これを特定しなかったことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。そして、この目的を達成するためには、開示請求の対象となる行政文書が適切に特定されることが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件開示請求に係る文書の特定について、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書の特定について

行政文書開示請求書の内容を基本として、審査請求書及び実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、別記 1 に掲げる開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）は、労働安全衛生法 13 条及び労

働安全衛生規則 15 条に基づき、令和 3 年 4 月 1 日以降、愛知県立旭丘高等学校において、産業医が実施した、作業場等の定期巡視の結果が記録された文書であると解される。

実施機関は、5月及び10月に作成された2件分の定期巡視記録を特定し、一部開示決定を行っている。

一方、審査請求人は、審査請求書において、少なくとも3件以上の巡視の状況又は結果にかかわる資料があつてしかるべきであることから、2件の文書の特定では不十分であり、さらに1件又は2件の文書の開示を求めている。

よって、本件開示請求に対し、実施機関が特定した本件行政文書のほかに、対象となる行政文書があるか否かについて、以下検討する。

(3) 本件行政文書以外の請求対象文書の存否について

当審査会において実施機関に確認したところ、愛知県立旭丘高等学校では令和3年4月1日以降開示請求日までの7か月間で2回しか定期巡視が行われておらず、結果、2件しか定期巡視記録が作成されていなかったとのことである。労働安全衛生法、労働安全衛生規則及び愛知県教育委員会安全衛生管理規程によれば、少なくとも2月に1回以上作業場における定期巡視を行うこととされているが、法令に則った措置がなされていなかったことから本件行政文書以外に本件請求対象文書は存在しなかったという実施機関の主張に、特段不自然な点は認められない。

以上のことから、本件開示請求に対し、本件行政文書のほかに対象となる行政文書は存在しないものと認められる。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、文書の特定については前記(2)及び(3)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別記 1

愛知県立旭丘高等学校に関し、令和3年4月1日以降、労働安全衛生法に基づいて、産業医が行った作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料

別記 2

定期巡視記録 (5/19、10/4)